



## 1 対象園児

本園に在籍し、家庭の事情により預かり保育を必要とする園児を対象とします。

## 2 実施場所

なかよしルーム 保育室

## 3 実施日・実施時間

- 平日 教育時間終了から午後5時まで
- 長期休業日 午前8時30分から午後5時まで  
(学校閉庁日・行事・研修等により実施しない日があります)

## 4 利用申込

預かり保育利用申込書を前月に配布しますので、指定の日までに提出してください。

## 5 利用料・支払い方法

翌月に集金袋で徴収します。

- 平日 4時間以内 400円
- 長期休業日 4時間以内 400円  
4時間超(1日) 800円
- おやつ代 50円

※幼児教育・保育の無償化については裏面をご確認ください。

## 6 その他

- 保育時間が長くなるためお茶は多めに持たせてください。
- 午後5時以降の延長預かりはありません。
- 長期休業期間中は午睡があります。

(裏面に続きます)

## 7 幼児教育・保育の無償化について

次に該当する園児が利用するときは、施設等利用給付認定を受けることによって一定金額（※1）まで無償で利用できます。（おやつ代は無償になりません）

- ①「保育の必要性」（※2）がある3歳児クラスから5歳児クラスの園児
- ②「保育の必要性」（※2）があり、市民税非課税世帯の満3歳（3歳になった日から最初の3月31日までの間）の園児

該当する場合は、最初に利用を申し込むときに「施設等利用給付認定申請書【認定申請その2】」と「保育を必要とする証明書」を提出してください。

※1：450円（日額上限額）×利用日数まで無償

（①の月額上限額は11,300円、②の月額上限額は16,300円）

※2：保護者が下表の主な保育認定事由に該当していることが必要です。

主な保育認定事由	事由の内容	保育を必要とする証明		有効期間
就労	1ヶ月の勤務64時間以上	会社等勤務	就労証明書	小学校就学前まで
		自営業	就労証明書及び自営業の内容が確認できる書類	
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間もない	母子手帳、出産証明書の写し		※
求職活動	求職活動を継続的に行っている	ハローワークカードなど		90日を経過する月の月末まで
病気・負傷・障害	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有する	診断書、身体障害者手帳など		必要な期間
介護・看護	同居の親族を常時介護または看護			
就学・職業訓練	学校や職業訓練校などに在学中	在学証明書、カリキュラムなど		

※出産予定日の2ヶ月前から、出産日を8週間経過する日の翌日が属する月の月末まで

詳しくは「いさはや子育てネット」をご覧ください。

下のQRコードで表示されるページのうち、「幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）と預かり保育を併用する子ども」に該当します。



認定申請書等の様式についても「いさはや子育てネット」からダウンロードできます。